

## 学校法人青山学院内部統制システム整備に係る基本方針

学校法人青山学院(以下「本法人」という。)は、2024年度第9回理事会(2025年1月30日開催)において、理事の職務執行が法令及び学校法人青山学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

### 1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に基づき、必要な事項については評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議し、及び決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為及び学校法人青山学院寄附行為細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 学校法人青山学院理事の職務及び職務権限に関する規則に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑤ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、学校法人青山学院文書管理規則及び学校法人青山学院文書保存規則に基づき、適切に作成し、保存し、及び管理する。
- ⑥ 業務を執行する各部からの独立性を有する監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、当該各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

### 2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及びリスク管理に係る本学院の諸規則(以下「諸規則」という。)を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 学校法人青山学院個人情報保護基本方針及び学校法人青山学院個人情報保護に関する規則に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令、諸規則等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、総務部が一元的に行う。監査室は、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告する。
- ⑤ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について諸規則等を整備するとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑦ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、諸規則等を整備するとともに、必要な措置を講じる。

- ⑧ 理事会は、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。

### 3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び諸規則を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるため、学校法人青山学院コンプライアンス規則を定める。
- ② 本法人の全ての役員及び職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役員及び職員への教育及び啓発活動を継続して実施し、周知徹底を図る。
- ③ 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。なお、通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、行う相談又は通報に限る。)をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 監査室は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ 本法人は、法令、寄附行為違反等の行為が発見された場合には、諸規則に基づき、理事会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

### 4. 監査環境の整備(監事の監査業務の適正性を確保するための体制)

- ① 監事は、学校法人青山学院監事監査規則に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備、保存、管理、開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 本法人が行う監事による職務の執行に必要な支援業務については、学校法人青山学院監事監査規則の定めるところによる。
- ⑥ 理事、職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為並びに諸規則に反する行為等を発見したときは、関係する諸規則に基づき、直ちに理事長、常務理事、監事その他の関係者に報告する。
- ⑦ 理事、職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

⑨ 監事がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済の請求については、諸規則の定めるところによる。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改定するものとする。

2024 年度第 9 回理事会 決定